

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人市民税・県民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、個人市民税・県民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

関市長

## 公表日

平成31年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税・県民税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法その他の関係法令及び条例等に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算し賦課決定する。賦課決定、または賦課決定後において、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民情報から課税(所得)証明書等を発行する。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書の受理</li> <li>② 他自治体等から関市への調査に対する回答、および関市から他自治体等へ税務調査の実施</li> <li>③ 個人市民税・県民税の賦課決定及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④ 住民登録外の課税に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤ 個人市民税・県民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知</li> <li>⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li> <li>⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料の回送</li> <li>⑧ 賦課情報に基づく課税(所得)証明書等の発行</li> <li>⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会</li> </ol>
③システムの名称	総合行政システム、地方税電子協議会システム、エルタックス審査システム、申告受付支援システム、住基ネットシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
市県民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第 19条第7号 別表第二 27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第20条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) 第4条 別表第二 5の項</li> </ul> <p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号 別表第二 1~4、6、8、9、11、16、18、23、26~29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91~93、97、101~103、106~108、113~117、120の項</li> <li>・別表第二主務省令 第1~4、6~8、10、12、13、16、19~23、25、28、31~40、43~46、49~51、53~55、58、59</li> <li>・番号条例 第4条 18、19、20の項</li> </ul> <p>○市の他の機関への情報提供の根拠</p> <p>番号条例 第5条 別表第三 1の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>関市財務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

関市財務部税務課  
〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地  
0575-22-3131

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	②事務の概要	<p>地方税法その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち個人市民税・県民税(以下「市県民税」という。)の賦課に関する事務(市県民税額は、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から、関市が賦課決定する。)</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>① 課税対象者情報の準備            ② 住民・給与支払者・国税庁等からの申告等受付            ③ 他市町村在住の控除対象配偶者、被扶養者の情報確認            ④ 市県民税の賦課決定            ⑤ 住民、給与支払者への市県民税納税通知書等の送付            ⑥ 税情報に基づく課税所得証明書等の発行            ⑦ 他自治体等から関市への調査回答、関市から他自治体等への税務調査の実施            ⑧ 市県民税の収納管理、還付処理            ⑨ 未納者への督促状送付</p>	<p>・地方税法その他の関係法令及び条例等に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算し賦課決定する。賦課決定、または賦課決定後において、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民情報から課税(所得)証明書等を発行する。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>① 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書の受理            ② 他自治体等から関市への調査に対する回答、および関市から他自治体等へ税務調査の実施            ③ 個人市民税・県民税の賦課決定及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送            ④ 住民登録外の課税に伴う他自治体への通知            ⑤ 個人市民税・県民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知            ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理            ⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料の回送            ⑧ 賦課情報に基づく課税(所得)証明書等の発行            ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会</p>	事後	
平成31年1月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 2. いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年1月7日 時点	事後	時点の変更
平成31年1月7日	①部署	総務部税務課	財務部税務課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	②所属長	課長 三尾幸治	税務課長	事後	指針の変更による所属長氏名の記載廃止
平成31年1月7日	請求先	関市総務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市財務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	連絡先	関市総務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市財務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策 の記載追加	事前	指針の改正によるⅣ リスク対策の記載追加